

平成 25 年度第 2 回人にやさしい街づくり推進委員会議事録

会議の名称	平成 25 年度第 2 回人にやさしい街づくり推進委員会
開催日時	平成 26 年 1 月 30 日（木）午前 10 時から正午まで
開催場所	愛知県自治センター 4 階 第二会議室
出席者	委員 7 名（欠席 3 名）、事務局 6 名、傍聴人 3 名、記者 1 名、委員随行者 2 名

(1) 特定施設に係る整備基準に対する不適合事例の分析について

（委員）

今、不適合事例について説明がありましたが、質問 2 の結果の(2)に不適合箇所の「建物の使い勝手」の中で、便所の案内表示未設置とか、ある程度解決できるものもあると言うところで、もちろん新しくスロープを造るとか、難しい部分はありますが、簡単に改善できる部分もあると感じました。これだけの事例を集めていただいたので、例えばこの不適合をどうすれば適合できるようになるか。建築主がこの条例を知らなかったこともありますので、こういう不適合をどう改善できるかのマニュアルを作る、そしてその作成委員会など具体的に動くということができないかと感じました。

（委員）

不適合の理由アンケート結果の中で費用対効果が薄いと、計画が変更できないとかあるのですが、最近開発審査会で市街化調整区域に福祉施設を建てるというのが多くなっていますが、その時にこの条例の基準を満たしていなくても、開発審査会は通ってしまいます。ある市の開発審査会で、「扉の前で車いすが転回できますか。」と話をしましたら、事務局の方が「愛知県の人街条例があります。開発審査会の基準にはなっていないので、建築主の方にお問い合わせをしてみます。」ということになり、やはりそこで通ってしまえば、こういう結果になり、計画が変更できない。元々、コストパフォーマンスが悪いので入れていないということから、そのしくみで何か一段階、行政的な手続きが、先ほどのマニュアルというのもそうですが、何かご指導願えればというのが先に示されているといいと思いました。

（委員）

開発審査会は建築確認をする場ではないですね。

（委員）

そうですが、開発審査会の場で建物形状も図面も全部出てしまいます。いろいろな質問した時に、「これは、審査会基準に適合しています。」となるので、その中で考慮事項としていただければ良いと思います。

(事務局)

開発許可の審査の時に、「人にやさしい街づくり条例を守っていただきたい。」とお願いはしています。県の建設事務所の場合、店舗の許可などについては担当の方が厳しく人街条例などを指導していただいているところもありますが、なかなか建築主の方が理解を示していただけないため、最終的にはやむを得ずに許可となります。

ですから、建設事務所も全く見ていないということではなく指導も行っています。

(委員)

このアンケートの対象ですが、不特定多数の人が利用する建築物や公共施設等ということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

この中に公共施設が不適合になっていることはないですね。

(事務局)

窓口で指導したにも係わらず不適合になった届出物件ばかりです。公共施設は届出が不要であるため、全て民間の建物です。

(委員)

不特定多数が利用する建築物はどういう基準ですか。おそらく個人住宅はやられていないと思います。こういったところが指導を受けるのか、この資料には一切記載がありません。たとえば、街の小さな食堂でも対象とするのか、それともホテルはやるのか、その辺りの調査対象が全く不明確なままこれを出されても、原因がなかなか特定できず、また、規模によっても変わってくると思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

条例施行規則の第3条で「特定施設」というものが決められておりまして、建築基準法の特種建築物、共同住宅で50戸を超えるもの又は2,000㎡以上、工場及び事務所で2,000㎡以上、国・県・市町村の建物、銀行、公衆便所、地下街など、他に道路、公園、駐車場、駅舎などが対象となります。

(委員)

そういう基準でやられているのはわかりますが、たとえば、敷地が狭いというのは一定規模でやっていることだと思いますので、対象とされた中でどの程度分布幅があるかとかその辺りを調べる必要があるのではないのでしょうか。また、基準もずっとそのままがいいのかという問題もあるかと思しますので、根本的なアンケート結果の分析にはならないのではないのでしょうか。

(事務局)

アンケートの内容は参考資料1にもありますように選択式で行い、敷地の形状とか、建物用途・規模によって、いろいろな不適合の理由が備わっていますので、その中味について再度分析を行い、検討させていただきたいと思います。用途としましては、主に多かったのはコンビニエンスストアとか、高齢者向け賃貸住宅とか、診療所などが不適合となるものが多かったです。

(委員長)

用途や敷地の規模等、その辺りと一緒に分析する必要があるのではないのでしょうか。

(委員)

先ほどの委員の言われた案内表示の未設置について、すぐに貼ればいいのではないかというご意見がありましたが、まさにそのとおりだと思いますが、恐らくそれ以外の要素もあって貼られていないと思います。そこだけが不適合であれば建築主も考えるのではないのでしょうか。よって、これは数ある不適合の中の一つではないかと思います。

(事務局)

私どももいろいろと指導助言させていただいていますが、なるべく一つでも不適合の項目を減らすということで、特に簡易なものについてはやっけていただくようお願いをさせていただいています。

(委員)

もう1点伺いたいのですが、道路側の事情はないのでしょうか。たとえば、出入りする道路が道路構造令上は適合ですが、非常に急勾配の道路もある訳で、そんな道路へ車いすでも危険です。前にも言いましたように施設だけで考えるのではなくて、周辺の状況まで含めて考えないと根本的なバリアフリーとか人にやさしいにはならないのではないのでしょうか。先ほどから建築主のことばかり言っておりますが、周辺も併せて考えないと問題ではないかと思います。これは参考意見ですから、お答はいただかなくても結構ですが、私はそのように思います。

(事務局)

先ほどのご指摘にありましたように、今回不適合物件がどのような物件が不適合で、物件によってどれくらい不適合箇所があったのかを、細かい資料についてご説明あるいはお示しをしていませんので、そういう意味では議論が少し乱暴になりかけていないかというご意見だと思います。それについてはおっしゃるとおり、もう少し詳細に分析した上で、また次回なりの会議でお示しして有用な議論ができたならと思います。念のために1点お話させていただきたいのが、ご意見の中で道路と敷地の高低差のご意見がありましたが、人にやさしい街づくり条例の規則の中に、ただし書きがありまして、たとえば高低差の著しい敷地に特定施設を新築等する場合に、物理的に整備基準を遵守することができないと判断できる場合は、それについては除外して判断する基準になっていますので、その辺りは丁寧に運用しております。今回、結果的に私どもが適合と判断することができなかった事例について、建築主や建築主の代理で設計者の方にアンケートのご協力をいただいたという状況です。

(委員)

前回の委員会を踏まえて、今回こうやって調査分析に入っただけということは議論した甲斐もありましたし、良かったと思いますが、これをどうのように整理して、この現状をどう評価したらよいか重要だと思いますし、今後の課題ということで更なる周知・啓発と言われた点も私もそうだと思いますが、何をどの段階で何を周知・啓発するかという中味の話がもう少し深い検討が必要かと思いました。

先ほど、冒頭で開発審査会から建築確認という流れの絡みが話題になりましたけど、計画を変更できないというようなものは、タイミングが早い段階でいろいろ指導しても敢えて不適合なまま通されるという事業者の方がおられるというのも、この条例規則の限界の部分ですので、最終的にはいたしかたないというところはあるかと思いますが、できる限り早いタイミングで開発等の許認可、建築確認の部分の流れとか、どの段階でこの条例の手続きを噛ませていくかは、今の計画が変更できないという意見がある程度あることからすると、今まで以上に早い段階での周知の必要が求められるということだと思いました。

それから、費用対効果という問題は、何をどう受け止めたらいいのかと思うのですが、適合させるということで費用がかかるというのは当然のことですが、効果が薄いというのは、建築主自身のバリアフリーについての必要性の認識が低いということにつきるのかそうでなくて、スタッフが補助して対応してクリアできるということで総合的に判断されてのことなのか。今回の不適合物件の種別が診療所とか、高齢者向けの共同住宅だったりするということでしたが、医療福祉関係の建物ですと、もともとそういうところに人をある程度配置できるような施設ということもあるかと思うのですが、効果が薄いという場合のその効果というものに対して、バリアフリーというものについての認識の低さから来ているのか。或いは他の対応で十分やっつけられるということで総合判断の中の効果が、造作を変えるということに比べれば、人で対応した方が効果は上がっているのということであれば、不適合だけどそんなに非難の対象にはならないのか。不適合の中味の詳細な分析とそれに見合う周知啓発の内容の検討と、それから最初に申し上げた周知啓発のタイミングを他の行政上の許認可のどの段階で仕掛けていくのか、現状やっつけられていることがあると思いますので、現状のどこをどう直すかという議論に繋げていく必要があるのかと思いました。

(委員)

このアンケート結果において、費用対効果もしくはコスト面ということにつきましては、マニュアル作りの意見も出ていましたが、そういうコストを意思決定するアプローチをするのは効果が高いと思います。あと簡単にできそうな表示については、何故できなかったのか理由を聞いてみたいと思いますが、その程度であれば大したことではないというところもあるかと思いますが、ただ、スタッフが補助して対応という意見が多数出ているということですが、それは利用する側にとってみれば、いちいち申し出なくてはならないという負担があります。建物などのハード面は目に見えますが、スタッフ対応の場合は利用する側は見えないので、初めから敬遠してしまうとか、申し出る負担があると思いますので、その辺りを含めて利用者への説明が必要かと思いました。

(委員長)

先回の宿題に対して、こういう形式で回答していただき、50件の全体像がざっくり分かったので

すが、この情報を手に入れた以上もう少し詳細に分析することで見えてくることがあると思いますので、不適合の理由をもう少しディテールに入っていていただけていただくと、今後の課題が見えてくると思いますので、よろしくお願いします。

(2) 愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針の一部改正について

(委員)

先ほどご説明いただきました中で、(1)－⑥－7の[2 便所]の改正部分ですが、「視覚障害者が便房でも緊急通報の情報がわかるようにフラッシュライトを設置する。」とありますが、これは視覚障害者ですか。聴覚障害の方がよく緊急通報のためにフラッシュライトを設置するとよく聞きますが、いかがでしょうか。

(事務局)

聴覚障害者の間違いです。

(委員)

議事1の整備基準との関係はどのようになるのでしょうか。

(事務局)

こちらは望ましい整備指針ですので、条例施行規則の整備基準が遵守であるのに対して、更により円滑に施設整備をしていただくためのものです。ですから、指針の中の項目については「望ましい」とは記載されておりません。

参考資料2の2ページで、人にやさしい街づくりの推進に関する条例の第11条第1項と第2項の抜粋が記載されていますが、今、望ましい整備指針と言って説明させていただいていますのは、この第2項に当たるもので、『知事は特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。』と書いてあり、また、第1項と第2項の関係は、議事1で説明いたしました整備基準に適合している、適合していないというのは、この第11条第1項のことで、第2項は、よりこういうところまでご配慮いただくと望ましいという意味で啓発する際に基準を設けさせていただいています。

(委員)

いろいろと基準があると、正直わかりにくいです。たとえば、1本化していただいてここを遵守しないとイケない、更にここをやると望ましいというものでないと、忙しい建築士事務所の設計士の方に、この指針を渡すだけで、果たして理解できるかどうか。また、先ほどの啓発・啓蒙の話は、ある程度規模のある民間建築物は、ほとんど設計事務所に発注されますので、そうした人の傾向を調査しないとイケませんし、条例の遵守の部分があれほどの適合率がある中で、こういうことを決めただけで終わらないようにしていただきたい。

(事務局)

もう少し丁寧に説明しますと、この参考資料 2 の 46 ページに書いてある記述で●、■というのは適合していただかないといけない整備基準であり、また、□ですと、遵守よりも範囲が広がっていて、より望ましいということがわかるように凡例上記載させていただいています。

(委員)

もう 1 点伺いますが、この変更案で「建築設計標準を踏まえた」というのは、建築設計標準がこの文言のようになったということではないですね。たとえば、(1)－①の「表面は濡れても」というのは、建築設計標準の中に「濡れても」が入ったのですか。

(事務局)

そうです。入ったということです。

(委員)

本当に入ったのですか。本当に濡れても絶対滑らないというものにしますと、日常にお年寄りが困ります。足が上がらないと思います。どんな状態でも「濡れても滑らない」ということはありえないです。こういう表現で建築関係の方が本当に納得されたのか。

(事務局)

「濡れても滑らない」ではなく、「濡れても滑りにくく」と書かれております。

(委員)

濡れる程度は様々です。これは決まったことなので仕方ないと思いますが、最後は設計する人の感性というものに頼らざるを得ないことだと思います。細かく書いてあるところもあれば、包括的に書かれているところもありますので、そのアンバランスは否めないという気がします。

(事務局)

これは建築設計標準も望ましいですので、絶対濡れても滑らないというものではありません。

(委員)

そうなると、排水設備をしっかりと整備するなどの対応が必要と思います。まだ、全体を細かく見ている訳ではありませんが、細かいところまで記載があるところと、非常に大雑把に精神論的に書かれているところもありますので、そこが望ましいということの本質であるかもしれません。

(委員長)

説明にもありましたように、更にパブコメを行うことで、関係団体にも周知をするというプロセスを踏むということです。まだ、修正できるということで、また、中味も非常に細かいので、再度目を通していただきましてご意見をいただけたらと思います。

(委員)

基準の中味のことではありませんが、検討会をやっておられて、これからパブリック・コメントということですが、やはりこういう基準作りというのは、ユーザーとして日頃いろんなことで困っています当事者の方々の意見を本当に広く聞いていただいて、十分反映させていくということが必要だと思います。検討会には人街アドバイザーの方とか、障害当事者の方が加わられたということですが、パブリック・コメントというやり方は、いろいろな場面で行政が最近非常に活用されていると思いますが、バリアフリーの問題を考える時のパブリック・コメントのやり方もどのように工夫されているのか気になりました。通常インターネットで案を出して、見てくださいということで1ヶ月間募集とか、それだけですと、こういう事案の場合は、少し足りないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

資料2の改正の経緯のところのアンケートの実施のところにも書いてありますが、今回のパブコメにおきましても、県、市町村、障害者団体、人街アドバイザー加盟団体など、アンケートを実施しましたところに、パブリック・コメントを実施する旨の案内文書を送付する予定です。

(委員)

是非、お願いします。

(3) 愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習会制度の創設について

(委員)

今回、人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習会制度を創設されるということでこの講座を開く際の講師料とか、会場費などはどのようにされるのか。また、このアドバイザーの資格を取られたあと、活動する場所は参考資料3の第19条のところになると思いますが、具体的に各市町村から声がかかるということや活動する場所があるのかを教えていただきたいと思います。

(事務局)

一つ目の講師の費用と会場費ですが、要綱で受講料を徴収することができますので、必要に応じて受講料を取っていただくことで対応していただきます。また、二つ目の活動の場ですが、当課で実施しています地域セミナーについては、アドバイザーの方に企画・運営に入ってください、地域セミナーを開催していただくことを条件にしています。その他にどういう活動をしているのかにつきましては、正直よくわからないこともあり、各アドバイザーの方に現在どのような活動をされているか、また、今までどういう活動をしてきたかとか、今後どういう活動がしたいかなどのアンケート実施する予定です。あと、アドバイザーの存在自体を知らない市町村とか団体等も多いことから、アドバイザーの方を活用していただくための周知文書を出すなどを行う予定です。

(委員)

是非、この制度を創設されるのであれば建設部で終わらず、愛知県にいろいろな部局があります。そこで、アドバイザーを活用していただきたいと思います。特に市町村に対して、市町村で活躍されている人もたくさんいますので、中部運輸局だとかも働きかけて、このアドバイザーの方たちが活動できる場所がもっと広がるようにお願いしたいと思います。

(委員長)

費用の面ですが、受講料ということでしたが、本当に大丈夫かなと思います。一方で少し活躍できる場所をいろいろと見せていただくと受講される方のモチベーションにも繋がっていくのかと思います。

(3) その他：委員提出資料

(委員)

～委員による提出資料の内容説明～

(事務局)

まず、一つ目の名古屋駅周辺の大規模再開発の件ですが、再開発で造られます建築物、地下街などは、人にやさしい街づくり条例の適用を受ける施設がいくつかあると思います。なお、こちらにつきましても、名古屋市に特定施設整備計画届出書を提出する必要が出てきます。本推進委員会につきましても、この再開発に直接係わることはないと思います。あと、再開発の概要ですが、こちらにつきましてもお示しできるものがあるのかどうか確認をして、もしお示しできるものがあるようでしたら、後日送付させていただきます。なお、大規模な再開発というものが、個別の再開発というものでしたら、申し訳ありませんが、まずはビルの再開発の当事者の方にお尋ねいただきたいと思います。県が事業者の再開発であれば、内容がお示しできますが、その他の方が行っている再開発ですと、こちらからお示しできることは少ないと思いますのでご理解いただきたいと思います。

次に二つ目の 2020 年東京オリンピック、パラリンピックについてですが、愛知県として何か障害者等の方に対しての取組があるかどうかですが、こちらにつきましても、県の障害福祉課に確認しましたところ、具体的な取組については今現在、特にないとのことでした。なお、「あいちビジョン 2020 素案」というものがありまして、ここに記載されています「東京オリンピックの開催を見据えた観光振興等の検討」という項目に「東京オリンピック、パラリンピック競技大会の開催を見据えた戦略的な観光振興について検討を進めていく。」と記されております。

また、ハンドル型電動車いすについてですが、こちらは交通対策課に確認しましたところ、基本的には乗車を認めるか否かは、鉄道事業者の問題になってくるのではとの回答でした。

三つ目のロープ式のホーム柵の実証実験ですが、こちらも交通対策課に確認しましたところ、今のところ愛知県では実証実験を実施する予定はないとのことでした。なお、今後ホームドアを設置する計画については、市営地下鉄の東山線が平成 27 年度まで設置を完了するという一方で、また、名城線、名港線においても、平成 32 年度までに設置を完了するという一方で、また、旅客施設のバリアフリー化において一日当たりの平均利用者数が 3 千人以上の駅舎につきましても、2020 年までに原則百パーセントという目標になっています。なお、全国のバリアフリー法に基づく

交通機関における平成 24 年度末までのバリアフリー化率の進捗状況につきましては、段差の解消が 81.9 パーセント、視覚障害者用ブロックが 91.3 パーセント、障害者用トイレが 79.1 パーセントとなっています。ちなみに、愛知県を走っています主な鉄道事業者の段差解消については、JR 東海が 79.6 パーセント、名古屋鉄道が 91.7 パーセント、名古屋市交通局が 100 パーセントとなっております。

次に四つ目ですが、整備状況の比較できるものがないかということですが、現時点で他県と比較するデータは持ち合わせておりません。全国的に見ますと、人にやさしい街づくり条例と同様の設置状況につきまして、バリアフリー法に基づき、更にもその上乗せとしてバリアフリー法の付加条例として建築基準法の関係規定として遵守を義務化している県もあれば、当県のようにバリアフリー法とは別に自主条例で届出・指導を行っている県と大きく分けると 2 通りあります。もし比較をするとなると、当県と同じ自主条例を定めている県ということになると思います。ただし、こちらも県によって、施設の対象や規模、整備項目の内容も異なるため、簡単に比較することは難しいと思われると思います。

最後に現場で街づくりに活動されている方を推進委員会の委員に入れたらどうかという意見につきましては、内部で検討させていただきたいと思いますが、以前の推進委員には街づくり団体の方を委員として就任していただいた時期もありました。

(委員)

先ほど言いましたように、オリンピック、パラリンピックがあるということで、「あいちビジョン 2020 素案」で愛知県も取り組んでいくということであれば、国際問題が起きそうな前に早めに行政としても取り組んでいただきたいと思います。もちろん、愛知県の建設部だけでは済まない部分がたくさんあると思いますが、是非、この問題が早急に解決するようにお願いしたいと思います。

(委員長)

2 時間に渡り貴重な御意見をたくさん出していただきまして本当にありがとうございました。県の方でも意見を受け止めていただきまして反映させることができるところは反映していただけるということで、これからもよろしくお願いします。